

第3期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

平成23年6月7日

MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社

<目 次>

	(ページ)
連結計算書類の連結注記表	… 1
計算書類の個別注記表	… 19

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ms-ad-hd.com>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供させていただきます。

■ 連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項＞

当社の連結計算書類は会社計算規則及び同規則第118条の規定に基づき保険業法施行規則に準拠して作成しております。なお、子会社、関連会社などの定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 49社

主な会社名 三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上きらめき生命保険株式会社
エム エス アイ ジー ホールディングス (アメリカス) インク
ミツイ スミトモ インシュアランス (ロンドン マネジメント) リミテッド
エム エス アイ ジー ミンタイ インシュアランス カンパニー リミテッド

なお、平成22年4月1日付の株式交換により、あいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社が当社の完全子会社となったことに伴い、当連結会計年度より以下の会社を連結の範囲に含めております。

あいおい損害保険株式会社
(現会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)
ニッセイ同和損害保険株式会社
あいおい生命保険株式会社
アイオイ インシュアランス カンパニー オブ アメリカ
(現会社名 アイオイ ニッセイドウワ インシュアランス カンパニー オブ アメリカ)
デイトリック インシュアランス カンパニー リミテッド
デイトリック インシュアランス アンダーライターズ リミテッド
アイオイ モーター アンド ジェネラル インシュアランス カンパニー オブ ヨーロッパ リミテッド
(現会社名 アイオイ ニッセイドウワ インシュアランス カンパニー オブ ヨーロッパ リミテッド)
アイオイ ライフ インシュアランス オブ ヨーロッパ エージー
(現会社名 アイオイ ニッセイドウワ ライフ インシュアランス オブ ヨーロッパ エージー)
ドウワ インシュアランス カンパニー (ヨーロッパ) リミテッド
アイオイ インシュアランス カンパニー (チャイナ) リミテッド
(現会社名 アイオイ ニッセイドウワ インシュアランス (チャイナ) カンパニー リミテッド)
その他5社

このうちニッセイ同和損害保険株式会社は平成22年10月1日付であいおい損害保険株式会社と合併しております。

また、当連結会計年度より、ミツイ スミトモ インシュアランス (シンガポール) ピーティーイー リミテッド (現会社名 エム エス アイ エス ピーティーイー リミテッド) は、事業再編により重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主な会社名 三井住友海上損害調査株式会社
MS & ADスタッフサービス株式会社

非連結子会社とした会社等は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社等であります。

- (3) 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の議決権の51%を所有しておりますが、同社は他の会社との共同支配の実態にある合併会社であるため、子会社としておりません。
なお、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社は、平成23年4月1日付で当社の完全子会社となり、同日付で会社名を三井住友海上プライマリー生命保険株式会社に変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 5社
主な会社名 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社
三井住友アセットマネジメント株式会社
ホンレオン アシュアランス ベルハッド
なお、当連結会計年度より、連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社が株式を取得したことによりホンレオン アシュアランス ベルハッドが新たに関連会社となったため、持分法を適用しております。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（MS & ADスタッフサービス株式会社、ピー ピー アイ エム エス インシュアランス コーポレーション他）については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
- (3) 連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を通じて日本地震再保険株式会社の議決権の29.9%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されるため、関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、エム エス アイ ジー ホールディングス（アメリカス）インク他41社の事業年度の末日は12月31日ですが、連結会計年度の末日との差異が3ヵ月を超えていないため、本連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
なお、連結会計年度の末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 有価証券（保険業法施行規則上の「現金及び預貯金」又は「買入金銭債権」に区分されるものを含む）の評価基準及び評価方法
- ① 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。
 - ② 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - ③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成12年11月16日）に基づく責任準備金対応債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。
責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。
資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、三井住友海上きらめき生命保険株式会社は「一時払養老保険」を小区分として設定し、また、あいおい生命保険株式会社は「無配当個人保険」、「有配当個人保険」、「個人年金保険」、「一時払養老保険」、「外貨建個人年金保険」を小区分として設定し、それぞれその責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。
なお、あいおい生命保険株式会社は、責任準備金対応債券のうち、「無配当個人保険」、「有配当個人保険」、「個人年金保険」の契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.8年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.4年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.2年となっております。

- ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ⑤ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑥ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。
また、運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない単独運用の金銭の信託において運用されている信託財産の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。
- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、為替予約等の振当処理の適用要件を満たすものについて振当処理を、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについて特例処理を適用しております。
- (3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
国内連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
在外連結子会社の有形固定資産の減価償却は、主に定額法によっております。
- ② 無形固定資産
自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。
また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
その他の国内連結子会社は、国内保険連結子会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。
在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。
- ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

- ③ 役員退職慰労引当金
役員及び執行役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。
なお、三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、退職慰労金の制度を廃止した平成17年3月末までの在任期間中の職務遂行に係る対価相当額を計上しております。
- ④ 賞与引当金
従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。
- ⑤ 価格変動準備金
国内保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) 消費税等の処理方法

当社及び主な国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内損害保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

国内保険連結子会社は、株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引については繰延ヘッジを適用しております。外貨建債券等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する取引のうち、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

また、ALM（資産負債総合管理）における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で実施している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成14年9月3日）に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年間で均等償却を行っております。ただし、少額のものについては発生年度に一括償却しております。

6. 会計処理の原則又は手続の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は294百万円減少し、税金等調整前当期純損失は2,333百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は5,992百万円であります。

(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

7. 表示方法の変更

(1) 連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係

当連結会計年度より、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号 平成23年3月25日）により改正された「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」は、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」として表示しております。

(2) 連結損益計算書関係

当連結会計年度より、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号 平成22年9月21日）により改正された「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

<連結貸借対照表関係>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は301,117百万円、圧縮記帳額は16,605百万円であります。なお、当連結会計年度において、国庫補助金等の受け入れにより取得価額から控除した圧縮記帳額は44百万円であります。

2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。

有価証券（株式）	49,803百万円
有価証券（外国証券）	33,031百万円
有価証券（その他の証券）	6,713百万円

3. 破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は269百万円、延滞債権額は3,362百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,603百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は4,203百万円であります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は9,439百万円であります。
4. 担保に供している資産は有価証券129,941百万円、金銭の信託1,703百万円、現金及び預貯金1,697百万円並びに有形固定資産234百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金37百万円の担保のほか、海外営業のための供託資産及び日本銀行当座預金決済の即時グロス決済制度のために差し入れている有価証券等であります。
5. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが83,429百万円含まれております。
6. 現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている資産のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものはコマーシャルペーパー11,095百万円及び有価証券15,121百万円であり、全て自己保有しております。
7. 退職給付に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 457,263百万円
年金資産	338,469百万円
未積立退職給付債務	△ 118,793百万円
未認識数理計算上の差異	45,496百万円
未認識過去勤務債務	△ 102百万円
貸借対照表計上額の純額	△ 73,398百万円
前払年金費用	30,418百万円
退職給付引当金	△ 103,817百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	主として 2.00%
期待運用収益率	退職給付信託 0.00%
	上記以外 主として1.50~3.00%
過去勤務債務の処理年数	4年
数理計算上の差異の処理年数	主として 10~12年

8. 三井住友海上火災保険株式会社は、リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当連結会計年度末時点における当該保証対象取引の現在価値の合計額は73,106百万円であり、実質保証額がないため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。

9. 当社及び三井住友海上火災保険株式会社は、当社の関連会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社との間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約した純資産維持契約を締結しております。同社の当連結会計年度末における負債合計は3,015,418百万円（保険契約準備金3,003,150百万円を含む）であり、資産合計は3,069,708百万円です。

なお、本契約は同社の債務支払に対して保証を行うものではありません。また、当連結会計年度末において、同社の純資産は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。

10. 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は14,437百万円です。

11. 金融商品に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用収益の安定性、保有資産の安全性及び十分な流動性を確保することに留意し、財務の健全性を維持し、適切なリスク管理のもとで時価純資産の持続的な拡大を目指しております。これを達成するために、ALM（資産・負債の総合管理）などにより、適切な管理を行っております。また、経営判断に基づき、市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクを取得しており、グループのリスク管理方針および各社のリスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

また、当社グループの流入資金は、保険営業収支と資産運用収支を源泉としており、自然災害や金融市場動向などの外部環境変化によって大きな影響を受けます。三井住友海上火災保険株式会社では、様々な環境下における資金効率の向上を図るため、必要に応じて社債や短期社債の発行などにより資金調達を行います。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金などがあります。資産運用に関するリスクは、金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体や貸付金の相手先の信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

金利、株価、為替等の変動による市場リスクをヘッジする目的で、金利スワップ取引、株価指数オプション取引、為替予約取引、通貨オプション取引を利用しております。また、取引に係るリスクに留意した上で運用収益を獲得する目的で、上記デリバティブ取引のほか、クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等も利用しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (8) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引は、一般に、取引の対象物の市場価格変動に係るリスク（市場リスク）やデリバティブ取引が基礎としている事象の変動に係るリスクを有しております。また、取引先の倒産等による契約不履行に係るリスク（信用リスク）を内包しております。当社グループが利用しているデリバティブ取引も同様に、その取引の対象物の価格変動に係る市場リスク等を内包しております。ただし、ヘッジ目的のものは現物資産とデリバティブ取引とは逆の価格変動をすることから、市場リスクは減殺されております。また、契約不履行に係る信用リスクを回避するため、デリバティブ取引契約先の大半は、信用度が高い金融機関に限定し、かつその中で取引を分散させております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、取引全般に関する権限規程及びリスク管理に係る規定等を定め、これらの規定等に基づいて取引を実施し、管理しております。主な国内保険連結子会社では、日常における管理について、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う業務・商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規定に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門によりリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

イ. 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスクに係る管理規定等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。主な国内保険連結子会社では、執行部門及びリスク管理部門において、運用領域ごとに管理規定等を整備し、業務における手続きを明確化しているほか、リスク特性に応じて保有限度額や損切り等のリミットを設定し管理しております。また、リスク管理部門においては、金利・株価・為替変動に対する感応度分析を行うと共に、市場リスクのVaR（バリュー・アット・リスク）を計測するなど、多面的にリスクを把握し、管理しております。

ロ. 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスクに係る管理規定等に従い、与信管理体制を整備して運営しております。主な国内保険連結子会社では、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関して、執行部門及びリスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。また、三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社では、貸付金について、執行部門及びリスク管理部門において、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などの与信管理体制を整備しています。

ハ. 流動性リスクの管理

当社グループは、資金繰りの状況に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、資金調達手段の多様化に取り組んでおります。また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注)2参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預貯金	623,606	623,606	—
② コールローン	52,554	52,554	—
③ 買現先勘定	23,094	23,094	—
④ 債券貸借取引支払保証金	26,535	26,535	—
⑤ 買入金銭債権	116,620	116,620	—
⑥ 金銭の信託	11,580	11,580	—
⑦ 有価証券			
満期保有目的の債券	542,566	560,445	17,879
責任準備金対応債券	357,282	363,103	5,820
その他有価証券	6,601,530	6,601,530	—
⑧ 貸付金	1,056,523		
貸倒引当金 (*1)	△ 2,552		
	1,053,971	1,068,072	14,100
資産計	9,409,342	9,447,142	37,800
社債	164,963	167,301	2,337
負債計	164,963	167,301	2,337
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,719)	(2,719)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2,878	2,878	—
デリバティブ取引計	158	158	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金

預貯金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される金利で割り引いた現在価値を算定しております。ただし、満期の定めのない預貯金及び満期の定めのある短期の預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

② コールローン

コールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③ 買現先勘定

買現先勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

④ 債券貸借取引支払保証金

債券貸借取引支払保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑤ 買入金銭債権

コマーシャルペーパーについては、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。コマーシャルペーパー以外の買入金銭債権は取引先の金融機関から提示された価格等によっております。

⑥ 金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

⑦ 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は情報ベンダーが提供する価格、また一部、取引先の金融機関から提示された価格等によっております。

⑧ 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

社債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、先物為替相場、主たる取引所における最終の価格、取引先の金融機関から提示された価格、オプション価格計算モデルにより算出した価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、これらは上表に含めておりません。

非上場の子会社株式及び関連会社株式89,548百万円、その他の非上場株式164,105百万円、組合財産が非上場株式から構成されている組合出資金等61,923百万円、発行体が破綻、もしくは将来キャッシュ・フローの想定が困難等、合理的な価額を算出するための要素が不足している社債等2,165百万円は時価開示の対象としておりません。

12. 賃貸等不動産に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度末の時価 (百万円)
94,809	151,493

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

13. 企業結合に関する事項は以下のとおりであります。

(取得による企業結合)

経営統合

当社は、平成21年9月30日にあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社と当社を株式交換完全親会社とする株式交換契約を締結し、平成21年12月22日開催の臨時株主総会において承認可決された当該契約に基づき平成22年4月1日にあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社と株式交換を行い、商号をMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社に変更いたしました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率並びに取得企業を決定するに至った主な根拠

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 あいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社

事業の内容 損害保険事業

② 企業結合を行った主な理由

スピード感を持って飛躍的に事業基盤及び経営資源の質・量の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上を実現することを目的としております。

③ 企業結合日

平成22年4月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
 当社が株式を交付する企業であること及び株式交換前の当社株主が結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めることから、当社を取得企業と決定しております。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

	(単位：百万円)	
	あいおい損害保険株式会社	ニッセイ同和損害保険株式会社
取得の対価	361,948	188,116
取得に直接要した支出額	171	88
取得価額	362,119	188,205

(4) 株式の種類別交換比率及び算定方法並びに交付株式数

① 株式の種類別の交換比率

あいおい損害保険株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式0.190株を、ニッセイ同和損害保険株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式0.191株を、それぞれ割当て交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

当社、あいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社は、本件株式交換比率の算定にあたって公平性・妥当性を確保するため、当社は日興シティグループ証券株式会社（現シティグループ証券株式会社）に対し、あいおい損害保険株式会社は野村証券株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社（現モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社）に対し、またニッセイ同和損害保険株式会社はゴールドマン・サックス証券株式会社に対し、それぞれ自らが当事者となる本経営統合に係る株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、それぞれ3社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案のうえ、3社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

③ 交付株式数

	あいおい損害保険株式会社	ニッセイ同和損害保険株式会社
交付した株式数	139,479,256株	72,491,759株

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間並びに負ののれん発生益の金額及び発生原因

① あいおい損害保険株式会社

イ. のれん金額

32,776百万円

ロ. 発生原因

株式交換比率算定時の企業評価に基づく投資額が受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったことによります。

ハ. 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

② ニッセイ同和損害保険株式会社

イ. 負ののれん発生益の金額

13,543百万円

ロ. 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が株式交換比率算定時の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

① あいおい損害保険株式会社

	(単位：百万円)
資産合計	2,922,533
（うち有価証券	1,788,478)
負債合計	2,592,226
（うち保険契約準備金	2,447,572)

② ニッセイ同和損害保険株式会社

	(単位：百万円)
資産合計	1,138,325
（うち有価証券	849,127)
負債合計	936,565
（うち保険契約準備金	902,926)

マレーシアにおける損害保険事業の譲受

当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社は、平成22年6月18日にマレーシアの有力コングロマリットであるホンレオン フィナンシャル グループ（以下、ホンレオングループという。）と損害保険事業・生命保険事業にわたる戦略的提携を行うことに関する基本契約書を締結いたしました。当該基本契約書に基づき、平成22年10月1日に三井住友海上火災保険株式会社の子会社であるエム エス アイ ジー インシュアランス（マレーシア）ベルハッドが、ホンレオングループ傘下のホンレオン アシュアランス ベルハッドの損害保険事業を譲り受けました。

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日並びに企業結合の法的形式

① 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称	ホンレオン アシュアランス ベルハッド
取得した事業の内容	損害保険事業

② 企業結合を行った主な理由

当該企業結合による損害保険事業の取得及び当該企業結合後に生命保険事業を営むホンレオン アシュアランス ベルハッドへの出資により、成長分野である海外事業の戦略地域であるアジア市場において、損害保険事業の拡大と生命保険市場への参入を同時に実現し、アジア市場において安定的な事業基盤を確立することを目的としております。

③ 企業結合日

平成22年10月1日

④ 企業結合の法的形式

エム エス アイ ジー インシュアランス（マレーシア）ベルハッドが交付する普通株式を対価とする事業譲受

(2) 連結計算書類に含まれる被取得事業の業績の期間

平成22年10月1日から平成22年12月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳、交付した株式数及び評価額

① 取得した事業の取得原価及びその内訳

	(単位：百万円)	
取得の対価（取得原価）	エム エス アイ ジー インシュアランス （マレーシア）ベルハッドが交付する普通株式	16,808

② 交付した株式数及び評価額

交付した株式数はエム エス アイ ジー インシュアランス（マレーシア）ベルハッドの普通株式99,942,858株であり、その評価額は16,808百万円であります。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① のれん
16,808百万円
- ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間
20年間で均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(単位：百万円)

資産合計	8,906
（うち現金及び預貯金	4,464)
（うち有価証券	3,075)
負債合計	8,906
（うち保険契約準備金	7,565)

(共通支配下の取引等)

あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の合併

当社の子会社であるあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社は、平成21年12月22日開催の両社の臨時株主総会において承認可決された合併契約書に基づき平成22年10月1日に合併し、商号をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に変更いたしました。

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

イ. 結合企業

名称 あいおい損害保険株式会社
事業の内容 損害保険事業

ロ. 被結合企業

名称 ニッセイ同和損害保険株式会社
事業の内容 損害保険事業

② 企業結合日

平成22年10月1日

③ 企業結合の法的形式

あいおい損害保険株式会社を存続会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

平成22年4月1日付の株式交換により当社の完全子会社となったあいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の2社が合併することにより、合併新会社がMS & ADインシュアランスグループの中核損害保険会社の1つとして、グループ企業価値の向上を追求することを目的とするものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

14. 1株当たり純資産額は2,597円19銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額は少数株主持分18,152百万円であり、普通株式の期末株式数は621,911千株であります。

15. 当連結会計年度の末日後に発生した翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は以下のとおりであります。

(1) 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の株式の追加取得による子会社化

当社は、メットライフ インク（以下、メットライフ社という。）の子会社であるメットライフ ワールドワイド ホールディングス インクとの間で締結した株式取得契約に基づき、平成23年4月1日にメットライフ社との合併会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社（以下、三井住友海上メットライフ社という。）の株式を追加取得したことにより、三井住友海上メットライフ社を完全子会社といたしました。なお、三井住友海上メットライフ社は、同日付で商号を三井住友海上プライマリー生命保険株式会社に変更しております。

① 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率並びに取得企業を決定するに至った主な根拠

イ. 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	三井住友海上メットライフ生命保険株式会社
事業の内容	生命保険事業

ロ. 企業結合を行った主な理由

三井住友海上メットライフ社の完全子会社化により、同社とグループ会社との連携を更に強め、販売体制強化や業務効率化を推進することにより、成長が見込まれる個人年金保険市場におけるポジションを強化することを目的としております。

ハ. 企業結合日

平成23年4月1日

ニ. 企業結合の法的形式

株式の取得

ホ. 結合後企業の名称

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

ヘ. 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	51%
企業結合日に追加取得した議決権比率	49%
取得後の議決権比率	100%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が三井住友海上メットライフ社の議決権のすべてを所有し同社を支配するに至ったことから、当社を取得企業と決定しております。

② 被取得企業の取得原価及びその内訳

(単位：百万円)

企業結合直前に所有していた三井住友海上メットライフ社の普通株式の時価	25,382
企業結合日に追加取得した三井住友海上メットライフ社の普通株式及び議決権制限普通株式の時価	25,382
取得に直接要した支出額	195
被取得企業の取得原価	50,960

③ 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

(単位：百万円)

被取得企業の取得原価	50,960
取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額	52,673
差額（段階取得に係る差益）	△ 1,712

④ 負ののれん発生益の金額及び発生原因

イ. 負ののれん発生益の金額

3,329百万円

ロ. 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が株式取得契約に基づく投資額を上回ったことによります。

⑤ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(単位：百万円)

資産合計

3,069,708

(うち有価証券

2,399,455)

負債合計

3,015,418

(うち保険契約準備金

3,003,150)

なお、上記②、③及び④に記載の金額は、現時点において入手可能な合理的な情報に基づく予定額であります。

(2) インドネシアにおける大手生命保険会社との戦略的資本提携

当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社は、平成23年5月2日にインドネシア最大手の企業グループであるシナルマス・グループ傘下のピー ティー アシュランシー ジワ シナルマス (以下、シナルマス生命社という。) と戦略的資本提携を行うことで合意いたしました。その要旨は以下のとおりであります。

① 提携の目的

成長分野である海外事業の戦略地域であるアジア市場において、インドネシアでの生命保険市場への進出を実現し、アジア市場における事業基盤の拡大と収益性の向上を図ることを目的としております。

② 提携の概要

三井住友海上火災保険株式会社はシナルマス生命社 (非上場) の第三者割当増資 (7兆インドネシアルピア (約672億円)) を単独で引き受けます。これにより、出資後の株主構成は、ピー ティー シナルマス マルチアルタ ティー ビー ケー (シナルマス・グループの金融持株会社) が50%、三井住友海上火災保険株式会社が50%となります。(1インドネシアルピア=0.0096円で換算。)

三井住友海上火災保険株式会社は出資を機に、シナルマス生命社へ常勤取締役及びスタッフを派遣し、積極的に経営に参画します。また、三井住友海上火災保険株式会社が国内外で培った生命保険事業における各種のノウハウを提供することで、シナルマス生命社の既存顧客である富裕層への貯蓄性商品の販売に加え、巨大な中間層市場の深耕に向けた保障性商品の販売強化を目指します。

③ 提携の時期

インドネシア政府 (生命保険監督局) の認可を前提として今夏を予定しております。

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<連結損益計算書関係>

1. 保険引受費用には外貨建再保険取引に関する為替リスクの軽減を目的としたデリバティブ取引に係る金融派生商品費用4,105百万円を含んでおります。

2. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等

465,290百万円

給 与

251,738百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

3. その他特別利益は、子会社における株式を対価とする事業譲受に伴う持分変動利益であります。

4. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	資産	減損損失 (百万円)		
			内 訳		
賃貸不動産	土地及び建物	愛知県内に保有する賃貸用ビルなど13物件	3,338	土 建	地 物 345 2,993
遊休不動産及び売却予定不動産	土地及び建物	広島県内に保有する社宅など31物件	1,149	土 建	地 物 652 497
その他	ソフトウェア等	事務代行業に係るソフトウェア等	423	—	—

保険事業等の用に供している不動産等については連結子会社毎にグルーピングしており、一部の国内連結子会社についてはさらに事業単位でグルーピングしております。賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件毎にグルーピングしております。

不動産価格が下落したこと及び売却予定となったこと等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(4,911百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出し、使用価値は将来キャッシュ・フローを2.18%で割引いて算定しております。

5. その他特別損失は、経営統合関連費用39,710百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額2,316百万円及び建物建設に関連する負担金2,136百万円であります。

6. 1株当たり当期純利益金額は8円68銭であります。算定上の基礎である当期純利益金額は5,420百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は624,048千株であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	421,320	211,971	—	633,291
合計	421,320	211,971	—	633,291
自己株式				
普通株式	6,367	5,018	6	11,379
合計	6,367	5,018	6	11,379

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加211,971千株は、当社とあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社との株式交換に際し新株を発行したことによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,018千株は、市場買付による増加4,969千株、単元未満株式の買取りによる増加41千株等であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	11,203	27	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年11月19日 取締役会	普通株式	16,792	27	平成22年9月30日	平成22年12月10日

(注) 剰余金の配当38,373百万円には、株式交換完全子会社であるあいおい損害保険株式会社が支払った総額7,341百万円（平成22年6月29日定時株主総会決議、基準日 平成22年3月31日、効力発生日 平成22年6月30日、利益剰余金を原資）の配当金及びニッセイ同和損害保険株式会社が支払った総額3,036百万円（平成22年6月29日定時株主総会決議、基準日 平成22年3月31日、効力発生日 平成22年6月30日、利益剰余金を原資）の配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	16,791	利益剰余金	27	平成23年3月31日	平成23年6月30日

3. 「その他の包括利益累計額合計」の前期末残高は、前連結会計年度末の「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～38年
器具及び備品 4～20年
3. 引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）
当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 40百万円
2. 保証債務等
当社は、関連会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社との間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約した純資産維持契約を締結しており、三井住友海上火災保険株式会社と連帯して契約上の義務を負っております。同社の当事業年度末における負債合計は3,015,418百万円（保険契約準備金3,003,150百万円を含む）であり、資産合計は3,069,708百万円であります。
なお、本契約は同社の債務支払に対して保証を行うものではありません。また、当事業年度末において、同社の純資産は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 607百万円
短期金銭債務 45百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	69,143百万円
営業費用	406百万円
営業取引以外の取引による取引高	3百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	11,379,824株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金であります。なお、発生した繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、貸借対照表に繰延税金資産は計上されておられません。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額	2,165円24銭
1株当たり当期純利益	104円48銭

<企業結合に関する注記>

(取得による企業結合)

経営統合

当社は、平成21年9月30日にあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社と当社を株式交換完全親会社とする株式交換契約を締結し、平成21年12月22日開催の臨時株主総会において承認可決された当該契約に基づき平成22年4月1日にあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社と株式交換を行い、商号をMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社に変更いたしました。

関連する事項につきましては、「連結注記表 連結貸借対照表関係 13. 経営統合」に記載しております。

マレーシアにおける損害保険事業の譲受

当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社は、平成22年6月18日にマレーシアの有力コングロマリットであるホンレオン フィナンシャル グループ (以下、ホンレオングループという) と損害保険事業・生命保険事業にわたる戦略的提携を行うことに関する基本契約書を締結いたしました。当該基本契約書に基づき、平成22年10月1日に三井住友海上火災保険株式会社の子会社であるエム エス アイ ジー インシュアランス (マレーシア) ベルハッドが、ホンレオングループ傘下のホンレオン アシュアランス ベルハッドの損害保険事業を譲り受けました。

関連する事項につきましては、「連結注記表 連結貸借対照表関係 13. マレーシアにおける損害保険事業の譲受」に記載しております。

(共通支配下の取引等)

あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の合併

当社の子会社であるあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社は、平成21年12月22日開催の両社の臨時株主総会において承認可決された合併契約書に基づき平成22年10月1日に合併し、商号をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に変更いたしました。

関連する事項につきましては、「連結注記表 連結貸借対照表関係 13. あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の合併」に記載しております。

<重要な後発事象に関する注記>

1. 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の株式の追加取得による子会社化

当社は、メットライフ インク（以下、メットライフ社という）の子会社であるメットライフ ワールドワイドホールディングス インクとの間で締結した株式取得契約に基づき、平成23年4月1日にメットライフ社との合併会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社（以下、三井住友海上メットライフ社という）の株式を追加取得したことにより、三井住友海上メットライフ社を完全子会社といたしました。なお、三井住友海上メットライフ社は、同日付で商号を三井住友海上プライマリー生命保険株式会社に変更しております。

関連する事項につきましては、「連結注記表 連結貸借対照表関係 15. (1)三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の株式の追加取得による子会社化」に記載しております。

2. インドネシアにおける大手生命保険会社との戦略的資本提携

当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社は、平成23年5月2日にインドネシア最大手の企業グループであるシナルマス・グループ傘下のピー ティー アシュランシー ジワ シナルマスと戦略的資本提携を行うことで合意いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 連結貸借対照表関係 15. (2)インドネシアにおける大手生命保険会社との戦略的資本提携」に記載しております。